三　中央労働委員会の委員に就任することについての被推薦者の内諾書
四　推薦に係る労働組合が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書
3　推薦書類の提出期限
平成二十六年十月二十一日
4　推薦書類の提出先
厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室
（〒一〇〇―八九一六　東京都千代田区霞が関一―二―二中央合同庁舎第五号館）

別記様式一

平成26年　　月　　日

内閣総理大臣　殿

組織名
代表者名　　印

中央労働委員会の使用者を代表する委員の候補者の推薦について

労働組合法第19条の３第２項及び労働組合法施行令第20条第１項の規定による中央労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏　名	年齢	現　職	略歴	備　考

(注)　備考欄に「一般企業担当委員」又は「特定独立行政法人担当委員」の別を記載すること。

なお、「一般企業担当委員」とは、労働組合法第19条の３第２項に規定する「使用者委員のうち４人」の委員以外の委員をいい、「特定独立行政法人担当委員」とは、「使用者委員のうち４人」の委員をいう。

別記様式二

平成26年　　月　　日

内閣総理大臣　殿

組織名
代表者名　　印

中央労働委員会の労働者を代表する委員の候補者の推薦について

労働組合法第19条の３第２項及び労働組合法施行令第20条第１項の規定による中央労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者を代表する委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏　名	年齢	現　職	略歴	備　考

(注)　備考欄に「一般企業担当委員」又は「特定独立行政法人担当委員」の別を記載すること。

なお、「一般企業担当委員」とは、労働組合法第19条の３第２項に規定する「労働者委員のうち４人」の委員以外の委員をいい、「特定独立行政法人担当委員」とは、「労働者委員のうち４人」の委員をいう。

公　告

諸　事　項

工場財団

福島県いわき市小名浜字高山34**小名浜ソーラー合同会社**の工場財団に福島県いわき市小名浜字高山34小名浜ソーラー発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年９月16日

福島地方法務局いわき支局

東京都港区台場二丁目３番２号**昭和四日市石油株式会社**の工場財団に三重県四日市市塩浜町１番地昭和四日市石油株式会社四日市製油所の工作物、機械器具を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年９月16日

津地方法務局四日市支局

福岡県久留米市通町８番地の16**三光株式会社**の工場財団に熊本県荒尾市大島字新四ツ山1723番地三光株式会社有明工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年９月16日

熊本地方法務局玉名支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成26年８月29日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成26年９月16日

釧路地方法務局長　木村　俊道

記

氏名　和田　利夫
所属する司法書士会　釧路司法書士会
登録番号　釧路第153号
事務所の所在地　北海道斜里郡斜里町本町26番地11
違反行為　登記申請意思確認義務違反等

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成26年９月５日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成26年９月16日

甲府地方法務局長　中根　俊樹

記

氏名　古屋　富夫
所属する司法書士会　山梨県司法書士会
登録番号　山梨第261号
事務所の所在地　山梨県笛吹市石和町市部1038
違反行為　本人確認義務違反等

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成26年９月16日　　長野地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律６条１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　長野地方検察庁　平成26年第２号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成26年９月16日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成25年６月頃から平成25年８月８日までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
本田達弥の共犯者が、被害者らに電話をかけ、被害者らの親族等を装い、被害者らの親族のせいで同親族の勤務先等に損失を生じさせたため、金銭補填を要することとなったことから、そのための金銭を用立てて欲しい旨の嘘を言い、被害者らにその嘘が真実であると誤信させた上、本田達弥が被害者ら宅等に赴き、同所において金銭の交付を受けた行為。
なお、検察官が既に把握している主な嘘の内容については、後記４の⑵を参照。
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　犯人らが本件犯行に使用した電話番号及び偽名（検察官が既に把握しているもの）。
03―3294―8944　　090―7281―7819　　アベ某、カワグチ某、タナカ某、ハセガワ某
⑵　主な犯行態様
○　本田達弥の共犯者である氏名不詳者が、被害者らの息子、孫等の親族を装って被害者らに電話をし、被害者らに、息子、孫等の親族からの電話であると信じ込ませた上、「電車の中に会社の小切手の入った鞄を置き忘れた。」、「電車の中に大事な書類の入った鞄を置き忘れた。」、「会社で大事な書類をなくして損失を出し、穴埋めしないとクビになってしまう。」などと、自己のせいで勤務先等に損失を与えた旨嘘を言い、その補填のために金銭を用立てて欲しい旨依頼する。
○　上記嘘を信じた被害者らに金銭を用意させた後、共犯者である氏名不詳者らが、被害者らに電話をし、被害者ら親族の部下、同僚、上司等が現金を受領する旨伝える。
○　本田達弥が被害者ら親族の部下、同僚、上司等を装って被害者ら方等を訪れ、金銭をだまし取る。
○　なおも金銭が必要であるなどとして、複数回にわたり、金銭をだまし取る場合もある。